

# 社会福祉法人

## 三芳町社会福祉協議会福祉資金貸付事業実施要綱

昭和61年 6 月23日

要綱 第 1 号

### (要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、三芳町福祉資金貸付事業の円滑適正な運営をはかるため貸付条件等必要な事項を定めるものとする。

### (資金の目的)

第2条 三芳町福祉資金（以下「資金」という。）は低所得世帯が臨時的出費又は収入欠除等のため、生計を脅かされ、又はそのおそれのある場合に、その応急的需要を満たし、生活の安定と自立の助長を図るために貸付けるものとする。

### (貸付事業の実施主体)

第3条 資金の貸付けは、三芳町の区域を単位として組織された社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行うものとする。

### (貸付対象)

第4条 資金の貸付けの対象となる世帯は、三芳町に住所を有する低所得世帯で、臨時的出費又は収入欠除等のため、生活を脅かされ、又はそのおそれがあり生活を維持するために応急的な資金を必要とするものであって、かつ、民生委員が貸付けの対象とすることを適当と認めたものとする。

### (資金の種類)

第5条 資金の貸付けは、低所得世帯が生活を維持するための応急的需要に応ずるために行われるものであって、その種類又は用途区分を問わないものとする。ただし、貸付業務の実施に当って、社協が便宜上、資金の用途又は資金を必要とする内容によって、生活資金、教育資金、住宅資金、療養資金、災害援護資金、技能習得資金、就職支度資金等に区分して処理することは差支えないものとする。

### (貸付金額の限度)

第6条 貸付ける金額（以下「貸付金」という。）は、一世帯につき5万円以内とする。

### (申込手続)

第7条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、三芳町福祉資金借入申込書（様式第1号）に、民生委員の三芳町福祉資金借入申込調査意見書（様式第2号）を添付のうえ、社協会長に提出しなければならない。

### (貸付決定等)

第8条 社協会長は、前条の規定による申込書を受理したときは、速やかに審査し、貸付けを決定したときは、三芳町福祉資金貸付決定通知書（様式第3号）を、貸付け不承認の決定をしたときは、三芳町福祉資金貸付不承認通知書（様式第4

号) により、当該借入申込者に通知するものとする。

(貸付金交付及び借用書の提出)

第9条 前条による貸付決定通知書の交付を受けた借入申込者は、速やかに三芳町福祉資金借用書(様式第5号)を社協会長に提出するものとし、借用書の提出を受けた社協会長は、当該借用書と引換えに、貸付金を交付するものとする。

(償還期限)

第10条 貸付金の償還期限は、据置期間を含め、貸付けの日から1年以内とする。

(据置期間)

第11条 貸付金の償還に関して、貸付けの日から2カ月以内の据置期間を設けることができるものとする。

(償還方法)

第12条 貸付金の償還は、月賦償還の方法による。ただし、借入申込者の生計状態により、一括又は半年賦償還等の方法によることができるものとする。

(利率)

第13条 貸付金は、無利子とする。

(一時償還及び貸付けの停止)

第14条 社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合は、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求し、又は将来に向かって貸付金の貸付け若しくは交付をやめることができるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正手段により貸付けを受けたとき

(2) 貸付金の償還に充当できる資金を保有しながら故意に償還金の支払いを怠ったとき

(延滞利子)

第15条 社協会長は、借受人が貸付金を定められた償還期間までに支払わなかったときは、延滞元金100円につき1日3銭の割合をもって当該償還期限の翌日から支払の日までの日数により計算した延滞利子を徴収するものとする。

(償還金の支払猶予)

第16条 社協会長は、借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事由により、定められた償還期限までに貸付金を償還することができないと認められるときは、借受人の申請に基づき、第20条により設置をされた運営委員会(以下「委員会」という。)の意見を聞いて、定められた償還期限の翌日から起算して、1年以内に限って、借受人に対して、償還金の支払を猶予することができるものとする。

(支払猶予手続及び決定等)

第17条 前条の規定に基づく、償還金の支払猶予を受けようとする者は、三芳町福祉資金償還金支払猶予申請書(様式第6号)により申請しなければならない。

2 社協会長は、前項の申請を受理したときは、委員会の意見を聞いて、償還金支払猶予の適否を決定するものとする。

3 社協会長は、支払の猶予を認めると決定したときは、三芳町福祉資金償還金支払猶予承認通知書(様式第7号)を、支払の猶予を認めないと決定したときは、

三芳町福祉資金償還金支払猶予不承認通知書（様式第8号）により、当該借受人に通知するものとする。

（償還金の支払免除）

第18条 社協会長は、特別の事情により、貸付金の償還が不能と認められるときは、借受人の申請に基づき、委員会の意見を聞いて、貸付金の全部又は一部の償還金を免除できるものとする。

（償還金の支払免除手続及び決定等）

第19条 前条の規定に基づく、償還金の支払免除を受けようとする者は、三芳町福祉資金償還金支払免除申請書（様式第9号）により申請しなければならない。

2 社協会長は、前項の申請を受理したときは、委員会の意見を聞いて、償還金支払免除の適否を決定するものとする。

3 社協会長は、支払の免除を認めると決定したときは、三芳町福祉資金償還金支払免除承認通知書（様式第10号）を、支払の免除を認めないと決定したときは、三芳町福祉資金償還金支払免除不承認通知書（様式第11号）により、当該借受人に通知するものとする。

（徴収不能債権）

第20条 社協会長は、内容証明書による支払い請求をした日又は最終償還日を起算日として5年を経過した債務は、徴収不能損として、会計処理するものとする。

（運営委員会）

第21条 資金の適正円滑な運用を図るため、社協に運営委員会を置くものとする。

2 前項の運営委員会は、社協の役員、評議員及び社協会長が必要と認めた者をもって構成するものとし、次の事項について当該社協会長に意見を述べるものとする。

- (1) 資金運営の大綱
- (2) 償還金の支払猶予
- (3) 償還金の支払免除
- (4) 一時償還金及び貸付の停止
- (5) その他社協会長が必要と認める事項

（民生委員の役割）

第22条 民生委員は、資金の貸付対象である低所得世帯について、常に調査を行い、その実態を把握し、必要に応じ資金の貸付けの斡旋等所要の援護指導を行うと共に、社協の貸付け及び償還業務に協力し、借入申込書、借入申込調査意見書、償還金の支払猶予申請書及び償還金の支払免除申請書に意見を付するものとする。

（会計）

第23条 社協は、資金の貸付業務を行うに当って、一般会計内に資金貸付事業経理区分を設け、明確に経理しなければならないものとする。

2 社協会長は、資金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならないものとする。

（重複貸付）

第24条 償還金の償還を完了していない借受人に対しては、資金の重複貸付けをすることができないものとする。ただし、借受人の生活の安定と自立の助長を図るた

め、特に必要がある場合であって、重複して貸付ける資金の合計額が第6条で定める貸付金の限度内であるときはこの限りでない。

(帳簿書類等)

第25条 社協は、資金の取扱いに当っては、事務分掌を明確に定め、次の帳簿書類を備付け、常に責任の所在及び貸付業務の実施状況を明らかにしておくものとし、完結した帳簿書類は、5年間保存するものとする。

- (1) 貸付台帳
  - (2) 現金出納帳
  - (3) 預金・貯金通帳
  - (4) その他証拠書類
  - (5) その他会長が必要と認める帳簿書類
- (その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、資金の貸付けに関し必要な事項は社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

様式第1号

三芳町福祉資金借入申込書

※ 受付番号・年月日 第 号 平成 年 月 日

借入 申込 書	ふりがな 氏名		男 女	M・T・S 年 月 日
	本籍			
	現住所	三芳町	番地	(電話)
	職業		勤務所在地	
借りたい金額	金 円	資金の交付	1.分割で 2.一度に	
償還方法	1.月賦 2.一括	償還期日	平成 年 月 日	
借入れの理由(資金の用途等)				
.....				
.....				
.....				

上記のとおり、三芳町福祉資金を借りたいと申込みます。

平成 年 月 日

(借入申込者)

住所

氏名

印

三芳町社会福祉協議会

会長 様

様式第2号

三芳町福祉資金借入申込調査意見書

家族及び世帯の状況	借入申込者氏名							(住居期間 年)
	住居の状況	①持家 <input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> マンション ②賃貸 <input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> アパート ③( )方 <input type="checkbox"/> 借間 <input type="checkbox"/> 在住						
	氏名	続柄	性別	年齢	職業	月収	備考	
		世帯主	男・女					
			男・女					
			男・女					
			男・女					
			男・女					
収入支出の状況		月収	円	支出	月	円		
資金使途	生活・教育・住宅・療養・災害援護・技能取得・就職支度							
償還見通し	年金・生活保護・給与・その他							
償還方法	ゆうちょ自動振替・銀行振替・生保引落とし・社協窓口							
貸付の適否	適 ・ 不適							
備考								

調査したところ上記のとおり相違ありません。

なお、貸付決定のうえは、世帯の更生に努力いたします。

平成 年 月 日

民生委員



様式第3号

三芳社協収第 号  
平成 年 月 日

(借入申込者)

様

三芳町社会福祉協議会  
会長

三芳町福祉資金貸付決定通知書

平成 年 月 日付で申し込みの三芳町福祉資金は、審議の結果、下記のとおり貸付を決定したので通知します。

記

貸付番号	第 号	金額	金 円
貸付金の交付	1. 分割	2. 一括	
据置期間	有・無 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)		
償還期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (ヶ月)		
償還方法	1. 分割	2. 一括	利子 無利子

お金をお渡しする日と手続きについて

1. お渡しする日 平成 年 月 日 ( 時頃)
2. 場 所 三芳町社会福祉協議会事務局
3. 持参するもの ① この通知書 ② 印鑑 ③ 住民票

様式第4号

三芳社協収第 号  
平成 年 月 日

(借入申込者)

様

三芳町社会福祉協議会  
会長

三芳町福祉資金貸付不承認通知書

平成 年 月 日付で申し込みの三芳町福祉資金は、審議の結果、下記の理由で不承認と決定したので通知します。

記

(不承認の理由)

.....  
.....  
.....  
.....  
.....



様式第5号

三 芳 町 福 祉 資 金 借 用 書

借 用 金 額	金 円也	
利 子	無利子。ただし、償還期間経過後は、100円につき日歩3銭。	
据 置 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月日まで	
償 還 期 間	平成 年 月 日から ケ月 平成 年 月 日まで	
償 還 方 法	1. 月 賦	2. 一 括
	支払日 毎月 日	支払日 平成 年 月 日
貸 付 金 受 領 欄		
平成 年 月 日 金 円 ⑩		

上記のとおり借用いたしました。

については、三芳町福祉資金貸付要綱の規定を固く守り、貴会の指示に従って相違なく返還することを誓います。

平成 年 月 日

(借受者)

住 所

氏 名

⑩

三芳町社会福祉協議会

会長 様

様式第 6 号

三芳町福祉資金償還金支払猶予申請書

平成 年 月 日

三芳町社会福祉協議会  
会長 様

(借受者)

住 所

氏 名

㊞

下記のとおり三芳町福祉資金償還金の支払猶予を申請します。

記

1. 申請理由 .....

2. 貸付条件

貸付番号	第 号	金額	金 円
貸付期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
据置期間	有・無 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)		
償還期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
償還方法	1. 月 賦	2. 一 括	償還状況 回 円

3. 支払猶予申請期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで ( ヶ月猶予)

4. 支払猶予期間後の償還根拠 (変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的理由 .....

上記の支払猶予申請に関し、下記のとおり意見を添えて送付します。

5. 平成 年 月 日

民生委員

㊞

様式第7号

三芳社協収第 号  
平成 年 月 日

(借受者)

様

三芳町社会福祉協議会  
会長

三芳町福祉資金償還金支払猶予承認通知書

平成 年 月 日付で申請された三芳町福祉資金償還金支払猶予は、審議の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 償還金支払猶予期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで（ ケ月猶予）

様式第8号

三芳社協収第 号  
平成 年 月 日

(借受者)

様

三芳町社会福祉協議会  
会長

三芳町福祉資金償還金支払猶予不承認通知書

平成 年 月 日付で申請された三芳町福祉資金償還金支払猶予は、審議の結果、下記の理由で不承認と決定したので通知します。

記

(償還金支払猶予不承認理由)

.....  
.....  
.....

様式第9号

三芳町福祉資金償還金支払免除申請書

平成 年 月 日

三芳町社会福祉協議会  
会長 様

(借受者)

住 所

氏 名

印

下記のとおり三芳町福祉資金償還金の支払免除を申請します。

記

1. 申請理由 .....

2. 貸付条件

貸付番号	第	号	金額	金	円			
貸付期間	平成	年	月	日から平成	年	月	日まで	
据置期間	有・無	(平成	年	月	日から平成	年	月	日まで)
償還期間	平成	年	月	日から平成	年	月	日まで	
償還方法	1.月	賦	2.一	括	償還状況	回	円	

上記の支払免除申請に関し、下記のとおり意見を添えて送付します。

平成 年 月 日

.....  
.....  
.....

民生委員

印

様式第10号

三芳社協収第 号  
平成 年 月 日

(借受者)

様

三芳町社会福祉協議会  
会長

三芳町福祉資金償還金支払免除承認通知書

平成 年 月 日付で申請された三芳町福祉資金償還金支払免除は、審議の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 償還金支払免除内容

1. 全額免除とする。
2. 一部免除とする。

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで ( ヶ月免除)

様式第11号

三芳社協収第 号  
平成 年 月 日

(借受者)

様

三芳町社会福祉協議会  
会長

三芳町福祉資金償還金支払免除不承認通知書

平成 年 月 日付で申請された三芳町福祉資金償還金支払免除は、審議の結果、下記の理由で不承認と決定したので通知します。

記

(償還金支払免除不承認理由)

.....  
.....  
.....

